

(表 12) 一時保護所の案内パンフレット N=75

なし	13(17.3%)	
あり	61(81.3%)	
	保護者への説明	22(36.1%)
	保護者と子ども向け	34(55.7%)
	子どもへのメッセージ	4(6.6%)
	その他(作成中)	1(1.6%)
無回答	1(1.3%)	

(表 13) 一時保護所職員の担当制

あり 57(76.0%)	子どもも知っている	31(41.3%)
	子どもは知らない	26(34.7%)
	必要な場合のみ	2(2.7%)
なし		13(17.3%)
その他		3(4.0%)

(表 14) 担当職員の業務(複数回答) N=61

定期的に個別の時間を持つ	6(9.8%)
必要に応じて個別の時間を持つ	32(52.5%)
外部との情報交換の窓口	43(70.5%)
会義で報告	35(57.4%)
行動観察表の作成	57(93.4%)
所内の情報収集・集約	37(60.7%)
その他	2(3.3%)

(表 15) 保護所内での対応困難場面 N=73 (表 16) 休日夜間の対応(複数回答) N=73

原則一時保護所での対応	33(45.2%)
直ちに応援	37(50.7%)
その他	3(4.1%)

最後まで保護所職員が対応	7(9.6%)
最後まで宿直等が対応	4(5.5%)
児童福祉司に出勤要請	32(43.8%)
管理職に出勤要請	14(19.2%)
警察に連絡	10(13.7%)
その他	12(16.4%)

(表 17) 困難場面への一時保護所での対応(複数回答) N=75

	あり	一部	なし
夜間に警察からの身柄付通告を受けた場合の職員の配置(緊急対応できる体制)が確立している	38(52.8)	12	22
入所に際して、入所の理由や必要性を一時保護所でも必ず(再度)子どもに確認する	53(71.6)	14	7
入所の際、イライラした時の対応法を子どもに確認する	16(21.6)	35	23
興奮した子どもを落ち着かせることを主目的にした部屋がある	10(13.3)	6	59
入所時に、他の子どもに暴言や暴力を行わないことなどを約束する	51(70.8)	16	5

(表 18) 児童相談所の非行児の身柄付通告への対応 N=104

		児相数	割合(%)	件数	人数	備 考
身柄付通告なし		37	35.6	—	—	
身柄付通告あり		67	64.4	528	523	
受理しなかった	なし	62	92.5	—	—	必要なし3所、保護困難1所、その他1所
	あり	5	7.5	24	24	
保護しなかった	なし	45	67.2	—	—	必要なし13所、本人抵抗3所、保護困難3所、その他3所
	あり	22	32.8	110	107	

(表 19) 一時保護所の身柄付通告への対応 N=58

		児相数	割合(%)	件数	人数
身柄付通告なし		13	22.4	—	—
身柄付通告あり		45	77.6	1,128	1,162
うち非行児	なし	16	27.6	—	—
	あり	38	65.5	480	478
うち被虐待児	なし	22	37.9	—	—
	あり	32	55.2	312	314

(表 20) 新任研修(複数回答) N=75

	児相数	割合(%)
本庁や中央児童相談所が行う児童相談所職員の合同研修	37	49.3
同 一時保護所職員向け研修	16	21.3
所属児童相談所が行う異動者への合同研修	39	52.0
同 一時保護所転入職員向け研修	19	25.3
同 一般研修への参加	16	21.3
特になし	12	16.0
その他	9	12.0

(表 21) 必要な研修内容(複数回答) N=75

	児相数	割合(%)
法律・制度・施策について	23	30.7
関わりの難しい子どもへの関わり方	68	90.7
関係機関との連携	11	14.7
面接技術(対応の難しい親などへの)	16	21.3
臨床心理学や児童精神医学の知識	30	40.0
虐待を受けた子どもの影響	54	72.0
その他	5	6.7

(表 22) 研修(複数回答) N=75

	児相数	割合(%)
本庁や中央児童相談所が行う児童相談所職員の合同研修	23	30.7
同 一時保護所職員向け研修	12	16.0
職員研修所が行う一般職員向け研修	31	41.3
所属児童相談所独自の児童相談所職員向け研修	21	28.0
同 一時保護所職員向け研修	11	14.7
厚生労働省主催の一時保護所職員研修(武蔵野学院)	35	46.7
児童相談セミナー(長野)の分科会	8	10.7
子ども虐待防止学会(札幌)の自主企画	3	4.0
特になし	9	12.0
その他	13	

(表 23) 研修代替の有無 N=75

	児相数	割合(%)
代替が必ず入る	4	5.3
代替が入る時と入らない時がある	5	6.7
職種により入る	3	4.0
入らない	59	78.7
その他	4	5.3

(表 24) 非常勤職員の研修 N=68

	児相数	割合(%)
正規職員と同様に研修に派遣	31	45.6
外部には派遣しないが、所内研修に参加	17	25.0
研修主催の手伝いとして参加	0	0
基本的に研修には参加させない	14	20.6
その他	6	8.8

(表 25) 負担感・疲労感(複数回答) N=75

	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
暴力への対応法	36	48.0	暴力への恐怖心	21	28.0	家で寝られない	9	12.0
振り回され	36	48.0	仕事の不十分	21	28.0	周囲が気になる	8	10.7
夜勤で疲れ	34	45.3	専門的知識不足	18	24.0	落ち込む	6	8.0
休暇が取れない	29	38.7	対応方法不明	16	21.3	その他	12	16.0
違う業務	25	34.7	指導がバラバラ	13	17.3			

(表 26) 一時保護中の子どもの権利擁護の実態と職員の意識

	あり	(%)	一部	なし	必要	(%)	不要	差
一時保護所の第三者評価がある	5	6.8	3	66	56	84.8	10	78.1
意見箱などで子どもの声を聞くシステムがある	7	9.5	6	61	54	81.8	12	72.4
保護者用のパンフレットには保護者の権利と義務が書かれている	8	12.1	3	55	46	79.3	12	67.2
子ども用の入所のしおり(案内)に、子どもの権利と義務についての記載がある	13	18.6	6	51	54	85.7	9	67.1
一時保護所の権利義務ノートがあつて、必ず渡している	6	8.1	4	64	48	75.0	16	66.9
2ヶ月を超えて一時保護されることはない	15	20.3	30	29	51	79.7	13	59.4
退所の際、子どもの感想を聞き、処遇改善の参考にしている	12	16.2	27	35	46	71.9	18	55.7
子ども向けの一時保護所案内で、一時保護所が安全であることを保証(約束)している	30	43.5	12	27	59	90.8	6	47.3
食事の献立にリクエストが言える	16	21.6	24	34	43	65.2	23	43.5
警察からの事情聴取に際して児童相談所職員が必ず同席する	28	40.0	24	18	52	82.5	11	42.5
入所前に通っていた学校に通うことができる	2	2.7	27	45	27	45.0	33	42.3
家族や友達に自由に手紙を出すことができる	8	11.0	35	30	33	53.2	29	42.3
警察からの任意の事情聴取を受けるかどうかは、子どもが決める(拒否可能なことを教える)	25	34.7	16	31	47	74.6	16	39.9
子ども向けの一時保護所案内がある	40	54.8	9	24	59	92.2	5	37.4
身体上、宗教上の理由で食べられない食事への対応ができてい	39	52.7	23	12	56	84.8	10	32.1
食事の料理が選択できる	0	0	10	64	21	31.8	45	31.8
家族や友達の写真や手紙を持つことができる	24	32.4	23	27	39	61.9	24	29.5
CD や本などの私物を持ち込める	24	32.4	26	24	38	60.3	25	27.9
家で大切にしていたおもちゃを持ち込める	16	21.6	25	33	30	47.6	33	26.0
入所時に他の子どもに暴言や暴力を行わないことなどを約束する	51	70.8	16	5	59	92.2	5	21.4

(表27)各所の特徴や自慢できるところ(自由記述から) N=55

	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
対応の充実	13	23.6	情報交換	5	9.1
柔軟な対応	10	18.2	個別対応	4	7.3
家庭的雰囲気	9	16.4	外部の協力	3	5.5
設備の充実	9	16.4	チームワーク	3	5.5
周囲の環境	7	12.7	子どもとの関係	3	5.5
勤務体制	6	10.9	特別事業	3	5.5
安全の保障	6	10.9	食事がおいしい	3	5.5
職員の資質	6	10.9	特になし	4	7.3

(表28)各一時保護所の課題(自由記述から) N=65

	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
人員配置	23	35.4	安全確保	8	12.3
建物・構造	22	33.8	援助内容	7	10.8
学習面	11	16.9	夜間対応	7	10.8
狭い	11	16.9	職員の資質	6	9.2
建物の老朽化	9	13.8	混合処遇	6	9.2

(表29)子どもが安全に生活するために必要なこと(自由記述から) N=62

	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
設備の整備	22	35.5	集団設定	6	9.7
適切な対応	19	30.6	信頼関係	5	8.1
安全確保	15	24.2	分離処遇	5	8.1
職員の充実	14	22.6	連携	5	8.1
子どもの安心感	11	17.7	楽しい生活	5	8.1

(表30)より充実するために必要なこと(自由記述から) N=61

	児相数	割合(%)		児相数	割合(%)
職員配置	36	59.0	機能強化	7	11.5
専門性の向上	22	36.1	資質の向上	7	11.5
設備の充実	16	26.2	予算の増加	6	9.8
連携	9	14.8	負担軽減	6	9.8
共通認識	8	13.1			

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害, 及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

委託一時保護の活用と課題

松崎佳子(九州大学大学院)

研究要旨

委託一時保護は、児童相談所運営指針において「児童相談所が子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、夜間発生や生活習慣の未自立、子どもの問題状況等定められた適切な理由で委託保護を行うことが適当と判断される場合には、一時保護を行うことができる」とされている制度である。児童相談所の一時保護機能の一つとして役割の重要性が指摘されてきているが、その活用状況等実態についてはこれまでほとんど調査されてきていない。そこで、本研究において昨年度全国の児童相談所と委託の受け入れ先である児童福祉施設および里親への調査を行った。その結果、委託一時保護は非常に活用されている制度であること、委託料の適正化が必要であること、児童相談所の支援への要望が高いことなどが明らかになった。今回引き続き、全国の児童相談所に委託一時保護の理由別の活用状況や委託一時保護の際の情報提供等の状況について調査を行ったところ、委託一時保護が一時保護を要する子どもの約3割で利用されており、特に一時保護所を併設していないところでは活用度が4割に上がることで、利用理由は「措置を前提」「専門的な援助」が50%を超しており、一時保護所機能の補完として重要な機能を果たしていることがさらに明確となった。しかし、利用の際のマニュアルを有しているところは20%にすぎず、また、児童相談所から委託一時保護先への情報提供も子どもの名前、住所等基本的な情報が大半であり、子どもの性格・行動を始め保護者との関係性など他の情報は少ないことなど課題も見られた。

これらの調査研究等を元に「委託一時保護のガイドライン案」を提示した。

A. はじめに

今回は委託理由別の利用状況及び児童相談所からの委託先への情報提供の現状等について調査を行うとともに、17年度の調査結果もふまえ、委託一時保護についてのガイドライン(案)の提示を行うことを目的とした。

なお、本研究は分担研究者の安部計彦西南学院大学助教授を中心として、全国の児童相談所に対して行われた「要保護児童の一時保護

のあり方に関する研究」の一部である。

B. 方法

本調査は「要保護児童の一時保護に関する研究」の調査項目の一部に組み込み、一時保護所を併設していない児童相談所を含めて、全児童相談所に対して郵送法による自計式調査を行った。122 児童相談所からの回答があり(回収率 63.9%)、そのうち、17 年度に一時保護所を

併設している児童相談所は73カ所であった。児童相談所の実態・ニーズを調査すると共に、設置された一時保護所の規模によって違いがあるかも併せて検討した。一時保護所の規模は一日あたりの平均入所児童数によって7人未満の小規模施設、7人以上14人未満の中規模施設、14以上の大規模施設の3つにわけて検討した。

C. 調査結果

1. 17年度相談件数と一時保護、委託一時保護状況(表1-1~6)

養護相談の平均相談件数は407.5件であり一時保護所入所率は18.9%、委託一時保護率は7.3%であった。養護相談の26.2%、約4人に1人を一時保護し、そのうちの約3割が委託一時保護を利用しているということになる。一人平均保護日数は一時保護所24.5日、委託一時保護22.0日ではほぼ同じである。

養護相談のうち、虐待相談についてみると、一時保護所入所率19.1%、委託一時保護率6.8%で養護相談とほぼ同じ傾向であるであるが、性的虐待については、一時保護入所率25.7%、委託一時保護率8.4%と高くなり、一時保護日数もそれぞれ36.4日、55.8日と長くなっている。

一時保護所の規模別で見ると小規模一時保護所の一時保護率が若干高い。また、一時保護所を併設していない相談所は一時保護所入所率10.7%、委託一時保護率7.1%であり、一時保護所入所率が低く、保護を要する場合は委託一時保護の利用が約4割となっている。保護所を有しない相談所にとって委託一時保護の役割は特に大きいと言えよう。

非行相談については、平均相談件数は101.7件であり、一時保護所入所率14.8%、委託一時保護率2.9%であり、委託一時保護の活用は約1.5割であった。保護所を併設しない相談所では、一時保護所入所率と委託一時保護率がそれぞれ8.3%、2.6%であり、保護率自体が少ないが、保護する場合の委託一時保護の利用率は約2.5割であり保護所を併設する児相よりも高か

った。

その他の相談では保護率自体が一時保護所入所率0.8%、委託一時保護率0.2%と少なかった。

2. 理由別委託一時保護状況(表2-1, 2)

*警察への委託一時保護を除く

委託理由別に見ると、「措置を前提」が、61.5%と最も多く、次いで「専門的な援助」53.3%「夜間緊急」33.6%、「一時保護所の定員超過」29.5%であった。

「夜間緊急」の場合92.7%は直接委託され46.3%はそのまま委託施設に措置となっていた。「措置前提」の場合50.7%が直接委託され、1週間未満の一時保護で委託が22.7%であり、81.3%はそのまま「委託施設に措置」であった。「専門的な援助」を理由の委託の場合、67.7%が直接委託され、43%が「委託施設に措置」であった。

一時保護所の規模別で見ると大規模では、「定員超過」が50%と最も多く、中・小規模では「措置前提」「専門的な援助」が66.7%と多く、一時保護所を併設しない相談所では、「措置前提」「専門的な援助」の他に「夜間緊急」が46.9%と多いなど、一時保護所の状況により委託の理由に差が見られた。

3. マニュアルの有無(表3-1~4)

一時保護全般のマニュアルを有している児童相談所は、48(44.0%)と半数に満たなかった。さらに委託一時保護のマニュアルを有している児相は21(20.8%)と低く、緊急の委託一時保護のマニュアルを有しているのは14.1%にすぎなかった。委託一時保護については、約7割が手順の確立で運用されていた。一時保護所の規模別で見ると一時保護一般についても、委託一時保護、緊急一時保護委託いずれも、大規模に比べて、中・小・保護所の併設なしの順にマニュアルを作成している所は少なかった。特に中規模・小規模については委託一時保護は約9割は手順の確立、事跡を参考に運営されていた。

4. 委託一時保護開始時に提供する情報 (複数回答)(表4)

児童相談所が委託先に提供する情報は委託理由により差が見られた。「子どもの住所、生年月日、所属」「保護者の氏名、生年月日、連絡先」「一時保護の理由」など基本的な情報については、「措置前提」ではほぼ100%、「夜間・緊急」「専門的援助」の場合90%台であったが、「一時保護所の定員超過」「保護者の取り返し回避」の場合は80%台、「一時保護所が遠距離」の場合は60%台と少なかった。

その他の情報については、「措置前提」「専門的援助」の場合、「子どもの性格、行動特徴、知的能力」77.7%、68.9%、「子どもの身辺処理能力」71.8%、64.1%であり、他の情報は60～50%台であった。「保護者の取り返し回避」の場合、「保護者の行動様式」66.0%「子どもと保護者の関係」67.0%「保護者と児童相談所との関係」63.1%であったが、他の情報は50%台以下であった。「一時保護所の定員超過」の場合、「子どもの性格、行動特徴、知的能力」56.3%「子どもの身辺処理能力」53.4%であったが、他の情報は40%台以下であった。「夜間緊急」「一時保護所が遠距離」の場合、すべて30%台以下であった。

5. ショートステイとの関係(表5)

ショートステイを実施している市町村を持つ児童相談所は65、53.3%であり、平均2.7市町村であった。乳児院の活用件数は平均8.3件、14.8人、一人あたりの利用日数は6.2日であった。児童養護施設の活用件数は63.8件、48.6人、一人あたりの利用日数は7.2日であった。一時保護所の規模別で見ると、大規模児相では一人あたりの利用日数は3.8日、5.0日と短期であるが、乳児院の利用人数64.8人、児童養護施設224人と非常に多く利用されていた。

一時保護にあたり、ショートステイ事業の活用の確認は、事業を行っている「市町村だけ確認する」39(32.0%)、「すべての市町村に確認する」

17(13.9%)、「確認していない」12(9.8%)であった。また、ショートステイから一時保護へ移行事例は13児童相談所、平均0.56件と非常に少なく、短期の保護を要する場合はショートステイを利用し、そこで完結していた。一時保護人数の増加が著しい大規模児相にとってショートステイは特に利用価値の大きい制度と言えよう。

6. 他の一時保護所への委託(表6-1～2)

同一都道府県(政令市)内の一時保護所へ入所させる場合、約6割の児童相談所が利用しており、「委託とし委託費を払う」9(8.9%)、「委託であるが、委託費は払わない」16(15.8%)、「委託ではない」39(38.6%)であった。

他の都道府県(政令市)内の一時保護所へ入所させる場合、約4割の児童相談所が利用しており、「委託とし、委託費を払う」23(24.5%)、「委託ではあるが、委託費は払わない」2(2.1%)「委託ではない」9(9.6%)であった。

D. 考察

1. 委託一時保護の活用状況について

養護相談においては、約4人に1人を一時保護しているが、そのうちの約3割が委託一時保護を利用していた。一人平均保護日数は一時保護所24.5日、委託一時保護22.0日ではほぼ同じであり、一時保護所と同様の利用の仕方がなされていると考えられた。虐待相談においては性的虐待の場合の保護率、委託一時保護率共に高くなり、保護日数も一時保護所36.4日、委託一時保護55.8日と長期化していた。また、一時保護所を併設しない児童相談所は委託一時保護の活用度が4割と高くなっていた。

委託理由も「措置を前提」が最も高く、次いで「専門的援助」であり、約6割は直接委託一時保護されていた。大規模一時保護所では「定員超過」、併設しない児童相談所では「夜間緊急」が多いなど一時保護所の状況により委託理由に差が見られた。

これらは、17年度調査結果とほぼ同様の傾向

を示し、委託一時保護制度は、児童相談所にとって非常に良く活用されている機能であり、各一時保護所の現状により活用のされ方に差があり一時保護所機能の補完としての役割が大きいことが再確認された。

2. 委託一時保護の運用について

委託一時保護のマニュアルを有している児童相談所は 20%と非常に少なく、大半は「手順の確立」で運用されていた。また、委託一時保護する場合に委託先に提供されている情報も「子どもの住所、生年月日、所属」「保護者の氏名、生年月日、連絡先」「一時保護の理由」など基本的情報であり、その他の子どもや保護者に関する情報提供は委託理由により若干差が見られたが、非常に少ない状況であった。児童相談所にとっても、一時保護所活用時と同様に緊急の場合など得ている情報が少ない場合も多いと考えられるが、委託を受けている機関にとっては、非常に少ない情報の中で手探りで子どもの保護にあたっている不安は大きいと思われ、これは昨年度調査時に委託先からの最も大きな要望として「児童相談所の支援」があげられていた大き

な理由の一つと考えられた。

また、他都道府県(政令市)の一時保護所を利用する場合に委託一時保護制度を活用しているのが3割弱であった。

3. ショートステイと一時保護機能の関係について

「ショートステイ」事業を実施している市町村を持つ児童相談所は約半数であった。乳児院、児童養護施設の利用状況はそれぞれ 14.8 人、48.6 人であり、利用日数は 6 日、7 日であった。また、利用人数は、大規模一時保護所の児童相談所ほど多かった。ショートステイから一時保護へ移行する事例はほとんどなかったことから、1週間以内の短期保護が明確な場合、ショートステイを利用していると考えられた。一時保護人数の増加が著しい大規模児相にとってショートステイは利用価値の大きい制度と言えよう。ショートステイ利用の場合、委託一時保護費 1560 円に比べ、2 歳児未満 10800 円、2 歳児以上 5600 円であり、委託先である機関にとっても受け入れやすい制度であると考えられる。

(資料)

表 1-1 17 年度相談件数と一時保護、委託一時保護状況

相談種別	平均 相談 件数	一時保 護所平 均実人 数	一時保 護所入 所率	一時保 護延日 数	一人当 たり平均 保護日 数	委託保 護実人 数	委託 一時 保護 率	委託一 時保護 延日数	一人当 り委託 一時保 護日数
養護相談	407.5	76.9	18.9%	1910.1	24.8	29.7	7.3%	651.3	22.0
内虐待	197.7	36.8	18.6%	1085.5	29.5	13.1	6.6%	365.9	28.0
非行相談	101.7	15.0	14.8%	338.4	22.6	2.9	2.9%	25.3	8.6
その他	1232.1	10.3	0.8%	194.4	18.9	1.9	0.2%	30.4	15.9

表 1-2 17 年度虐待相談件数と一時保護、委託一時保護状況

	平均 相談 件数	一時保 護所平 均実人 数	一時保 護所入 所率	一時保 護延日 数	一人当 たり平均 保護日 数	委託保 護実人 数	委託一 時保護 率	委託一 時保護 延日数	一人当り 委託一 時保護 日数
虐待相談	192.3	36.8	19.1%	1043.4	28.3	13.1	6.8%	370.1	28.3
内身体的	79.5	13.3	16.8%	365.6	27.4	4.8	6.0%	141.5	29.8
心理的	30.8	4.5	14.5%	102.6	22.9	1.6	5.3%	36.8	22.3
性的	7.1	1.8	25.7%	66.4	36.4	0.6	8.4%	33.1	55.8
ネグレクト	68.5	11.8	17.3%	293.8	24.8	6.4	9.4%	182.0	28.3

表 1-3 養護相談の保護所の規模別一時保護、委託一時保護状況

保護所規模	平均 相談 件数	一時保 護所平 均実人 数	一時保 護所入 所率	一時保 護延日 数	一人当 たり平均 保護日 数	委託保 護実人 数	委託一 時保護 率	委託一 時保護 延日数	一人当り 委託一 時保護 日数
大	849.3	186.6	22.0%	5803.0	31.1	60.6	7.1%	1643.5	27.1
中	482.7	107.0	22.2%	2408.7	22.5	31.9	6.6%	698.8	21.9
小	256.0	62.0	24.2%	959.1	15.5	23.7	9.3%	404.4	17.0
保護所無	309.0	33.0	10.7%	949.2	28.7	21.8	7.1%	486.1	22.3

表 1-4 虐待相談の保護所の規模別一時保護、委託一時保護状況

保護所規模	平均相談件数	一時保護所平均実人数	一時保護所入所率	一時保護延日数	一人当たり平均保護日数	委託保護実人数	委託一時保護率	委託一時保護延日数	一人当たり委託一時保護日数
大	392.6	86.6	22.1%	3207.0	37.0	23.1	5.9%	850.9	36.8
中	229.5	51.6	22.5%	1343.4	26.0	15.6	6.8%	407.6	26.2
小	103.7	27.8	26.8%	531.4	19.1	9.4	9.1%	221.5	23.5
保護所無	174.5	18.0	10.3%	593.0	32.9	11.0	6.3%	295.2	26.9

表 1-5 非行相談の保護所の規模別一時保護、委託一時保護状況

保護所規模	平均相談件数	一時保護所平均実人数	一時保護所入所率	一時保護延日数	一人当たり平均保護日数	委託保護実人数	委託一時保護率	委託保護延日数	一人当たり委託一時保護日数
大	221.4	31.3	14.1%	885.4	28.3	7.4	3.3%	36.8	5.0
中	91.2	19.3	21.2%	425.4	22.0	2.3	2.5%	18.1	7.9
小	54.5	13.3	24.3%	218.4	16.5	1.6	3.0%	10.5	6.5
保護所無	93.3	7.7	8.3%	179.3	23.2	2.4	2.6%	36.5	15.0

表 1-6 その他の相談の保護所の規模別一時保護、委託一時保護状況

保護所規模	平均相談件数	一時保護実人数	一時保護所入所率	一時保護延日数	一人当たり平均保護日数	委託保護実人数	委託一時保護率	委託保護延日数	一人当たり委託一時保護日数
大	2310.9	17.0	0.7%	507.1	29.8	5.2	0.2%	104.7	20.1
中	1426.2	16.2	1.1%	260.2	16.1	1.2	0.1%	19.1	16.5
小	806.7	13.6	1.7%	164.8	12.1	1.0	0.1%	14.2	14.2
保護所無	1017.2	2.8	0.3%	77.5	27.8	1.7	0.2%	22.8	13.5

表 2-1. 委託一時保護件数(警察への委託を除く)

委託理由	児童相談所数 (122)		うち一時保護所未経 験		うち一時保護所1 週間未満		うちそのまま委託施設 に措置	
	平均委託数							
夜間緊急	41	33.6%	38	92.7%	10	24.4%	19	46.3%
	6.16		4.89		2.05		2.58	
一時保護所の 定員超過	36	29.5%	26	72.2%	7	19.4%	16	44.4%
	11.70		6.49		1.35		4.25	
措置前提	75	61.5%	38	50.7%	17	22.7%	61	81.3%
	8.18		6.55		2.43		7.15	
専門的な援助	65	53.3%	44	67.7%	13	20.0%	28	43.1%
	6.09		5.87		2.08		3.13	
保護者の取り 返し回避	13	10.7%	9	69.2%	1	7.7%	5	38.5%
	0.93		0.84		0.08		0.38	
一時保護所が 遠距離	13	10.7%	6	46.2%	0	0.0%	3	23.1%
	2.36		1.65		0		0.87	
その他	54	44.3%	38	70.4%	17	31.5%	16	29.6%
	5.88		5.43		2.67		1.94	

表 2-2 保護所の有無と規模別委託理由

委託理由	児童相談所数 (122)		一時保護所の規模						一時保護所なし (49)	
	児童相談所 数、割合、 平均委託数		大規模 (18)		中規模(21)		小規模(34)			
夜間緊急	41	33.6%	3	16.7%	5	23.8%	10	29.4%		46.9%
	6.16		1.5		3.7		11.9		4.7	
一時保護所の定 員超過	36	29.5%	9	50.0%	5	23.8%	5	14.7%	17	34.7%
	11.70		24.2		17.1		6.2		6.4	
措置前提	75	61.5%	8	44.4%	14	66.7%	21	61.8%	32	65.3%
	8.18		6.9		14.3		7.3		6.6	
専門的な援助	65	53.3%	8	44.4%	14	66.7%	17	50.0%	26	53.1%
	6.09		11.4		5.9		6.2		4.6	
保護者の取り返し 回避	13	10.7%	1	5.6%	1	4.8%	5	14.7%	6	12.2%
	0.93		0.3		0.7		1.1		1.1	
一時保護所が遠 距離	13	10.7%	0	0.0%	2	9.5%	3	8.8%	8	16.3%
	2.36		0.0		0.6		2.6		3.5	
その他	54	44.3%	7	38.9%	8	38.1%	17	50.0%	22	44.9%
	5.88		6.8		4.6		7.5		5.0	

表3-1. マニュアルの有無

	一時保護一般		委託一時保護		緊急の委託一時保護	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
マニュアル有り	48	44.0%	21	20.8%	14	14.1%
マニュアルはないが手順が確立	54	49.5%	70	69.3%	72	72.7%
毎回事跡等で確認し、手順が未確立	7	6.4%	10	9.9%	13	13.1%
計	109	100.0%	101	100.0%	99	100.0%

表3-2 保護所の規模別「一時保護一般」のマニュアルの有無

	一時保護所の規模						一時保護所なし	
	大規模(18)		中規模(21)		小規模(34)		(49)	
マニュアル有り	11	64.7%	7	46.7%	14	42.4%	16	36.4%
マニュアルはないが手順が確立	6	35.3%	7	46.7%	18	54.5%	23	52.3%
毎回事跡等で確認し、手順が未確立	0	0.0%	1	6.7%	1	3.0%	5	11.4%
計	17	100.0%	15	100.0%	33	100.0%	44	100.0%

表3-3 保護所の規模別「委託一時保護」のマニュアルの有無

	一時保護所の規模						一時保護所なし	
	大規模(18)		中規模(21)		小規模(34)		(49)	
マニュアル有り	4	30.8%	1	6.7%	4	13.3%	4	12.5%
マニュアルはないが手順が確立	8	61.5%	13	86.7%	23	76.7%	23	71.9%
毎回事跡等で確認し、手順が未確立	1	7.7%	1	6.7%	3	10.0%	5	15.6%
計	13	100.0%	15	100.0%	30	100.0%	32	100.0%

表3-4 保護所の規模別「緊急の委託一時保護」のマニュアルの有無

	一時保護所の規模						一時保護所なし	
	大規模(18)		中規模(21)		小規模(34)		(49)	
マニュアル有り	3	23.1%	1	6.7%	2	6.7%	8	19.5%
マニュアルはないが手順が確立	9	69.2%	13	86.7%	25	83.3%	25	61.0%
毎回事跡等で確認し、手順が未確立	1	7.7%	1	6.7%	3	10.0%	8	19.5%
計	13	100.0%	15	100.0%	30	100.0%	41	100.0%

表 4. 委託一時保護開始時に提供する情報(複数回答 n=103)

委託理由	①子どもの住所、生年月日、所属		②保護者の氏名、年齢、生年月日、連絡先		③一時保護の理由		④子どもの性格、行動特徴、知的能力		⑤子どもの集団内での対人関係		⑥子どもの身辺処理能力	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
ア夜間・緊急	100	97.1%	90	87.4%	98	95.1%	35	34.0%	19	18.4%	39	37.9%
イ一時保護所の定員超過	90	87.4%	87	84.5%	88	85.4%	58	56.3%	35	34.0%	55	53.4%
ウ措置前提	103	100.0%	102	99.0%	103	100.0%	80	77.7%	61	59.2%	74	71.8%
エ専門的な援助	95	92.2%	94	91.3%	95	92.2%	71	68.9%	56	54.4%	66	64.1%
オ保護者の取り返し回避	85	82.5%	83	80.6%	84	81.6%	54	52.4%	41	39.8%	48	46.6%
カ一時保護所が遠距離	65	63.1%	64	62.1%	65	63.1%	40	38.8%	38	36.9%	23	22.3%
キその他	33	32.0%	32	31.1%	33	32.0%	20	19.4%	12	11.7%	20	19.4%

委託理由	⑦保護者の行動様式		⑧子どもと保護者の関係		⑨保護者の児童相談所との関係		⑩子どもの生育歴		⑪その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
ア夜間・緊急	24	23.3%	40	38.8%	26	25.2%	23	22.3%	10	9.7%
イ一時保護所の定員超過	35	34.0%	45	43.7%	33	32.0%	38	36.9%	7	6.8%
ウ措置前提	60	58.3%	72	69.9%	54	52.4%	71	68.9%	7	6.8%
エ専門的な援助	47	45.6%	61	59.2%	46	44.7%	59	57.3%	6	5.8%
オ保護者の取り返し回避	68	66.0%	69	67.0%	65	63.1%	42	40.8%	7	6.8%
カ一時保護所が遠距離	35	34.0%	25	24.3%	31	30.1%	31	30.1%	8	7.8%
キその他	12	11.7%	18	17.5%	13	12.6%	14	13.6%	5	4.9%

その他内容

子どもの健康状態、病歴等
 個々による
 子どもの健康状態
 アレルギーの有無等健康状態
 取り返しの可能性が高いことを詳細に情報提供
 保護の見通し
 一時保護受理会議録及びケースにより必要と思われる事項
 予定委託期間
 アレルギー、治療中の病気、服薬の有無
 ケースによって情報提供は異なる
 受診証、乗車証
 時間外は、中央 C に対応
 この理由で委託一時保護することはない

表 5. ショートステイとの関係

一時保護所の規模別児童相談所	管轄内市町村でショートステイが実施されている児相		平均契約市町村数	乳児院活用件数	乳児院利用人数	乳児院利用日数	乳児院一人あたり利用日数	児童養護施設活用件数	児童養護施設活用人数	児童養護施設利用日数	児童養護施設一人あたり利用日数
	件数	割合									
大規模(18)	9	50.0%	2.9	11.6	64.8	243.3	3.8	119.3	224.0	1119.2	5.0
中規模(21)	12	57.1%	2.1	17.2	10.9	163.8	15.0	152.9	35.5	573.2	16.2
小規模(34)	16	47.1%	2.8	7.5	9.7	40.7	4.2	27.9	37.7	165.6	4.4
保護所なし(49)	28	57.1%	2.9	1.7	2.3	11.9	5.2	13.0	14.0	77.4	5.5
計 (122)	65	53.3%	2.7	8.3	14.8	92.2	6.2	63.8	48.6	352.2	7.2

表 6-1 同一都道府県(政令市)内の一時保護所へ入所させる場合

委託とし、委託費を払う	9	8.9%
委託であるが、委託費は払わない	16	15.8%
委託ではない	39	38.6%
その他	37	36.6%
計	101	100.0%

表 6-2 他の都道府県(政令市)内の一時保護所へ入所させる場合

委託とし、委託費を払う	23	24.5%
委託であるが、委託費は払わない	2	2.1%
委託ではない	9	9.6%
その他	60	63.8%
計	94	100.0%

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
(主任研究者 奥山真紀子)

分担研究報告書
分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

児童相談所一時保護所における学習のガイドライン

圓入智仁(中村学園大学短期大学部)

研究要旨

本研究は、一時保護所におけるこれからの学習のあり方について、各保護所の意見を集約し、そのガイドラインを策定することを目的とする。調査項目としては、学習指導員の配置と職務、学習室のあり方、学習時間の長さ、学習指導をする職員数、学習内容の決定方法、教科、教材、学習の目的、予算、通学、在籍校との情報交換、在籍校における出欠扱い、高校生を除く中学卒業児童への学習指導、学習の時間における取り組み、学習の時間に対する希望や考え等を設定した。

一時保護所から通学する、あるいは一時保護所内に学校(分校・分教室)を設置することが最も望ましいが、それが叶わない現状での、一時保護所の理想的な学習の時間は、以下の通りである。

専ら学習の時間を担当する教員からの配置換えの学習指導員 2 名が、児童の在籍校と連絡調整を図りながら個々の児童についての学習カリキュラムを策定する。保育士や児童指導員を含めて職員1人あたり 5 名程度の児童の学習を指導し、1 日あたり、小学生で 140 分程度、中学生で 180 分程度の学習時間が確保される。学習室は専用で 2 部屋確保される。

小学生は主要 4 教科、中学生は主要 5 教科を学ぶ機会が与えられ、理科の実験器具も含めて教材が用意される。運動の時間の他にも、外部講師やボランティアなどを活用して家庭科や美術の時間も設定される。文房具はもちろん、学習や読書に必要な図書もそろえられる。

はじめに

2005 年度、児童相談所一時保護所に入所した 6 歳から 14 歳の子どものは、11,485 人に達した。これらの子どものほとんどは、一時保護所からの通学ができずにいる。そこで一時保護所では、通学できない代わりに、保護所内で学習の時間を設定している。

平成 17 年度の本研究の報告では、全国の一

時保護所における学習の時間の実態を、設備、職員等の観点から調査した。

本年度の研究は、前年度の調査を踏まえ、一時保護所におけるこれからの学習のあり方について、各保護所の意見を集約し、そのガイドラインを策定することを目的としている。

1. 一時保護所における学習に関する調査

1-1. 研究方法

本研究では、全国の児童相談所に付置されている一時保護所に対して行われた一時保護に関する調査のうち、学習に関連する回答を抽出し、分析した。

一時保護所に配付した調査票について 75 カ所が回答していた。本稿ではこの 75 を母数とする。

本文では、各質問項目に回答していなかった数は省いた。そのため、各項目のパーセンテージを足しても 100 にはならない。

調査項目としては、学習指導員の配置と職務、学習室のあり方、学習時間の長さ、学習指導をする職員数、学習内容の決定方法、教科、教材、学習の目的、予算、通学、在籍校との情報交換、在籍校における出欠扱い、高校生を除く中学卒業児童への学習指導、学習の時間における取り組み、学習の時間に対する希望や考え等を設定した。

(1) 学習指導員の配置

専任あるいは兼任、正規職員あるいは非常勤職員を含め、何らかの体制で学習指導員を配置しているのは、36.0%(27 カ所)であった。その人数が 1 人であるのは 24.0%(18 カ所)、2 人以上 4 人未満であるのは 10.7%(8 カ所)、4 人であるのは 1.3%(1 カ所)であった。

これらのうち、学習指導専任の正規職員を配置しているのは、3 カ所であり、それぞれ 2 名であった。さらにこのうちの 1 カ所は、休日昼間にも、学習指導員を出勤させている。このほかの多くの所は、非常勤として学習指導員を配置し、あるいは正規職員に学習指導員を兼任させている。

(2) 学習指導を担当する一日平均の職員数

学習指導を担当する職員の数、平均して一日何人であるかを尋ねた。無回答が 1.3%(1 カ所)あった。(図 1)

最大は 8 人(1.3%(1 カ所))で、以下、6 人(2.7%

(2 カ所))、5 人(2.7%(2 カ所))、4 人(10.7%(8 カ所))、3 人(18.7%(14 カ所))、2 人(41.3%(31 カ所))、最少は 1 人(18.7%(14 カ所))、平均は 2.5 人であった。

(3) 学習室のあり方

学習室のあり方についての考えを尋ねた。無回答はなかった。(表 1)

一番多い回答は「学習専用の部屋が年齢や性別毎に 2 部屋以上、必要である」であり、53.3%(40 カ所)が選んでいた。次いで、「学習専用の部屋は 1 部屋、必要である」を 32.0%(24 カ所)が、「学習専用ではなく、学習以外の機能と兼用でも構わない」を 10.7%(8 カ所)が選んでいた。

「その他」と回答した 4.0%(3 カ所)はいずれも、兼用でも良いが(年齢や性別毎に)2 部屋以上必要、という旨の記述をしていた。

(4) 学習指導を担当する職員の配属の有無と、その身分、今後の必要性

一時保護所で学習指導を担当する職員の現状と、今後の必要性について尋ねた。いずれの項目にも記入していなかったのは 5.3%(4 カ所)であった。(表 2)

常勤の学習指導員や、教員から配置換えした児童指導員・保育士を配置しているのは 30.7%(23 カ所、重複を含む)、またそれらの配置の必要性を感じているのは 66.7%(50 カ所、重複を含む)であった。

無回答を除いて、上記に当てはまる職員を配置していないのは 30.7%(23 カ所)であった。

(5) 学習指導員に期待する職務(複数回答可)

学習指導員に期待する職務について、複数回答を可能として尋ねた。無回答が 1.3%(1 カ所)あった。(表 3)

一番多い回答は「子どもの学習プログラムを作成すること」であり、53.3%(40 カ所)が該当する。次いで、「保護所内での学習指導に専念するこ

と」が 49.3%(37 カ所)、「褒めて子どもの自信を回復させること」が 42.7%(32 カ所)、「学習指導と同時に生活指導にも参加すること」が 36.0%(27 カ所)、「在籍校と緊密な連絡を取ること」が 20.0%(15 カ所)、「生活場面とは違う人間関係を形成すること」が 18.7%(14 カ所)、「学習指導員がいないので分からない」が 16.0%(12 カ所)、「その他」が 4.0%(3 カ所)であった。

「その他」と回答した所の具体的な記述内容は次の通り。「生教分離型と混合型と相方にメリット・デメリットあり、統一意見でない。」、「学習の楽しさを伝える」、「一般職への指導技術の伝達」である。

(6) 平日に必要な学習時間

平日、小学生と中学生が学習する時間について、必要な時間の長さについて尋ねた。(図 2～7)

小学生に関する無回答はなく、中学生に関しては 4.0%(3 カ所)が無回答だった。

小学生の午前の学習時間について、最長 180 分、最短 30 分、平均 107 分であった。小学生の午後の学習時間について、最長 120 分、最短 0 分、平均 42 分であった。

以上を合計した小学生の 1 日に必要な学習時間は、最長 255 分、最短 60 分、平均 148 分であった。

中学生の午前の学習時間について、最長 200 分、最短 45 分、平均 115 分であった。中学生の午後の学習時間について、最長 180 分、最短 0 分、平均 58 分であった。

以上を合計した中学生の 1 日に必要な学習時間は、最長 360 分、最短 90 分、平均 175 分であった。

(7) 学習の時間における職員 1 人あたりの担当児童数

学習の時間、職員 1 人が何人の児童を担当しているのかを尋ねた。4.0%(3 カ所)が無回答だった。(図 8)

「20 人」と回答したところが 1.3%(1 カ所)あった。次いで「10 人」が 16.0%(12 カ所)、「8 人」が 5.3%(4 カ所)と続き、以下、「7 人」が 6.7%(5 カ所)、「6 人」が 13.3%(10 カ所)、「5 人」が 10.7%(8 カ所)、「4 人」が 5.3%(4 カ所)、「3 人」が 9.3%(7 カ所)、「2 人」が 14.7%(11 カ所)、「1 人」と回答したのは 12.0%(9 カ所)であった。

平均すると、職員 1 人あたり 5.2 人となる。

(8) 学習内容の望ましい決定方法

一時保護所における学習内容の望ましい決定方法について尋ねた。無回答はなかった。(表 4)

一番多い回答は「子どもの様子を見て判断する」であり、54.7%(41 カ所)が該当する。次いで、「児相で学力検査等を実施する」が 30.7%(23 カ所)、「在籍校の授業進行に合わせる」と「在籍校担任の指示に従う」がともに 5.3%(4 カ所)、「その他」が 4.0%(3 カ所)であった。

「その他」と回答した所の具体的な記述内容は次の通り。「子どもの学習理解力、進度に適した内容と自信を持って取組み、意欲向上につながる内容を工夫する。」との記述は「子どもの様子を見て判断する」に該当する。また、「独自のプリントで理解度を測る。」との回答は「児相で学力検査等を実施する」に該当しよう。あるいは、福祉職員が基礎学力向上を図り、学習指導員が「教育権保障」を行うという回答もあった。

さらには、「児相で学力検査等を実施する」と回答した 1 カ所が、「その子がつまづいている場所に戻ってやり直すことが必要である。」と述べている。

(9) 小学生に学習させる教科として望ましいもの

小学生に学習させる教科として望ましいものを、国語、算数、理科、社会、その他から選んでもらった。無回答はなかった。(表 5,6)

国語と算数はそれぞれ 98.7%(74 カ所)、理科は 34.7%(26 カ所)、社会は 45.3%(34 カ所)が選んだ。

教科の数としては、1教科としたのが2.7%(2カ所、国語だけが1カ所、算数だけが1カ所)、2教科(国語・算数)としたのが50.7%(38カ所)、3教科としたのが13.3%(10カ所、国語・算数・社会が9カ所、国語・算数・理科が1カ所)、4教科(国語・算数・理科・社会)としたのが33.3%(25カ所)であった。

「その他」として、「図画工作」に類する科目を7カ所が、「音楽」に類する科目を3カ所が、「体育」に類する科目を3カ所が、「英語」を1カ所が、「総合学習(生活)」に類する科目を3カ所が、「パソコン」と「家庭科」をそれぞれ1カ所が記入していた。

(10) 中学生に学習させる教科として望ましいもの

中学生に学習させる教科として望ましいものを、国語、数学、理科、社会、英語、その他から選んでもらった。1.3%(1カ所)が無回答であった。(表7,8)

国語は97.3%(73カ所)、算数は98.7%(74カ所)、理科は29.3%(22カ所)、社会は42.7%(32カ所)、英語は81.3%(61カ所)が選んだ。教科の数としては、1教科(数学)としたのが1.3%(1カ所)、2教科(国語・数学)としたのが10.7%(8カ所)、3教科としたのが49.3%(37カ所、国語・数学・社会が4カ所、国語・数学・英語が33カ所)、4教科(国語・数学・社会・英語)としたのが8.0%(6カ所)、5教科(国語・数学・理科・社会・英語)としたのが29.3%(22カ所)であった。

「その他」として、「美術(図画工作)」に類する科目を6カ所が、「音楽」に類する科目を3カ所が、「体育」に類する科目を3カ所が、「パソコン」「家庭科」「習字」「読書」をそれぞれ1カ所が記入していた。

(11) 教材として備えたい、使用したい、充実させたいもの(複数回答可)

学習の時間に使用する教材として、備えたい、使用したい、充実させたいものについて複数回

答を可能として尋ねた。1カ所が無回答であった。(表9)

一番多い回答は「市販の問題プリント」であり、72.0%(54カ所)が該当する。次いで、「学校の教科書」を70.7%(53カ所)が、「辞書」を54.7%(41カ所)が、「児童相談所で用意する問題プリント」を49.3%(37カ所)が、「図書」を48.0%(36カ所)が、「文房具」を40.0%(30カ所)が、「国語や社会など教科の資料(集)」と「コンピューター」をそれぞれ34.7%(26カ所)が、「児童相談所で用意するテキスト」を25.3%(19カ所)が、「理科などの実験道具」を14.7%(11カ所)が選んでいた。

「その他」と回答したのは8.0%(6カ所)である。「在籍校からの課題・プリント」や「問題集・参考書」といった教材に加え、「製作教材」・「工作・写生の為の道具」・「図工等の道具」という図画工作や美術に必要な教材の要望があった。また、「器楽、合奏はとても喜びの大きい学習。必ず朝と帰りはリクエストを生かした曲を合奏唱することを心がけている。近く歌集もそろえる予定。」と記述したところもあった。

(12) 一時保護所における学習の目的(複数回答可)

一時保護所における学習の目的は何だと考えているか、複数回答を可能として尋ねた。1カ所が無回答であった。(表10)

一番多い回答は「分かる喜びを味わせること」であり、82.7%(62カ所)が選んでいる。次いで、「基礎学力をつけること」を73.3%(55カ所)が、「集中して取り組むことの大切さを感じさせること」を68.0%(51カ所)が、「学習に対する自信をつけさせること」を66.7%(50カ所)が、「保護所での生活にメリハリをつけること」を57.3%(43カ所)が、「落ち着いた時間を過ごさせること」を50.7%(38カ所)が、「これまでに躓いた学習内容を克服すること」を42.7%(32カ所)が、「児童指導員や保育士が児童を理解すること」を21.3%(16カ所)が、「在籍校の学習進度に合わせた学力を維持すること」を18.7%(14カ所)が選んでいた。

「その他」と回答したのは2.7%(2カ所)である。その具体的な記述は以下の通り。「現状の学力を把握すること」、「学習に静かに集中して落ち着いて取り組むことにより、間接的に1人の時間を過ごさせる。出来た、わかったを実感させることにより、職員との信頼関係を持つことができる。」である。

(13) 学習の時間に使う教材や図書に対し、1年間の出費額と必要額

学習の時間に使う教材費や図書費について、それぞれ1年間の出費額と必要な額について尋ねた。(図9～14、表11、12)

いずれの金額も、0円から30万円～70万円と開きがあった。この金額差には、一時保護所の定員数も関わると考えられるため、それぞれの金額を一時保護所の定員(名目上の定員)数で割り、定員1人あたりの教材費、図書費を考えることにする。なお、文中に登場する「A児童相談所」は、いずれも同一の児童相談所一時保護所を指す。他のB、C、Dも同じ。

定員1人あたりの現行の教材費の上位3カ所は、A児童相談所 26,997円、B児童相談所 21,500円、C児童相談所 20,000円である。なお、第4位は14,193円であった。

定員1人あたりの必要な教材費の上位2カ所は、B児童相談所 22,500円、C児童相談所 28,000円である。続く金額はやや離れており、第3位は14,285円、第4位は14,193円であった。

定員1人あたりの現行の図書費の上位3カ所は、D児童相談所 25,720円、E児童相談所 10,000円、C児童相談所 8,000円である。なお、第4位は6,250円であった。

定員1人あたりの必要な図書費の上位2カ所は、D児童相談所 13,333円、C児童相談所 12,000円であった。続く金額はやや離れており、第3位は8,750円、第4位は6,666円であった。

さらに、現行の教材費を必要な教材費で割ると、教材費の充足の度合いが算出される。計算が可能な44カ所についてみると、現状の教材費と必要な教材費が同額であることを示す1.0に8カ所が該当し、それを越えたのは、1カ所(7.5)であった。図書費についても計算が可能な35カ所についてみると、1.0には7カ所が該当し、それを越えたのは1カ所(1.9)であった。

つまり、教材費については計算可能な44カ所中36カ所が、同様に図書費については35カ所中27カ所が、現行では不十分であると考えていることが示された。

(14) 小中学生の学校への通学(複数回答可)

一時保護所に入所している小中学生が学校に通学することの、望ましいあり方について複数回答を可能として尋ねた。5カ所が無回答であった。(表13)

一番多い回答は「通学させない」であり、44.0%(33カ所)が選んでいる。次いで「条件により通わせる」を36.0%(27カ所)が、「子どもの出身校に通わせる」を18.7%(14カ所)が、「児童相談所の校区の学校に通わせる」を6.7%(5カ所)が選んでいた。

「条件により通わせる」における「条件」について、具体的に記述していたのは23カ所であった。それらの条件は、以下の通りである。学校や保護者などによる送迎の責任と手段が確保されること(10カ所)、虐待や非行などを除く「単純養護」ケースであること(4カ所)、学校行事などへの参加(3カ所)、保護が長期間に及んでおり通学する必要があること(2カ所)、児童の様子(2カ所)、学校の方針、処遇方針、主訴などを総合的に判断(1カ所)。これらに加えて、通学をしたいという本人の希望や、通学をさせたいという保護者の希望を2カ所が条件としていた。

「その他」と回答したのは8.0%(6カ所)である。まず、「虐待で必要に応じ、通学させない等の判断が必要」というのは、上記「条件」にも出てきた。「個々の子どもについて考えると、通学は難